

函館市立幼稚園のあり方検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の市立幼稚園のあり方に関し必要な検討を行うため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に函館市立幼稚園のあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市立幼稚園のあり方に関する事。
- (2) 函館市の幼児教育に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、各種団体関係者、幼稚園関係者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項についての協議が終了した日までとする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。